



2 人委給第 598 号
令和 2 年 10 月 15 日

福岡県議会議長 吉 松 源 昭 殿

福 岡 県 知 事 小 川 洋 殿

福岡県人事委員会委員長 井 手 和 英

福岡県の職員の給与に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第 8 条及び第 14 条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨に鑑み、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行っており、今回、特別給についてその結果を報告する。なお、月例給その他の項目については、改めて必要な報告を行うこととする。

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とするとともに、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」としている。

また、地方公務員には、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和2年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は月例給に係る報告に併せて報告する。

3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,995事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した516事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から7月31日まで先行して実施した。（参考資料第1表及び第2表）

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施した。

4 本年の職員の特別給と民間の特別給との比較

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表1のとおり、年間で平均所定内給与月額 4.45 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 4.50 月分が民間事業所の特別給の支給割合を 0.05 月分上回っていた。

表1 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	342,756円
	上半期 (A2)	340,699円
特別給の支給額	下半期 (B1)	764,354円
	上半期 (B2)	756,797円
特別給の支給割合	下半期 $(B1)/(A1)$	2.23月分
	上半期 $(B2)/(A2)$	2.22月分
	年間	4.45月分

(注) 「下半期」とは令和元年8月から令和2年1月まで、「上半期」とは令和2年2月から7月までの期間をいう。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年10月7日、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行った。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施することとした。

特別給については、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を下回ったことから、0.05月分の引下げを勧告した。

給与勧告の骨子は、別記のとおりである。

む す び

職員の特別給の決定に係る諸情勢については以上述べてきたとおりであり、本委員会の意見は、次のとおりである。

1 特別給について

(1) 改定の考え方

前記4のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.50月分）が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分上回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げる必要がある。

支給月数の引下げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くことが適当である。

(2) 改定の内容

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とする必要がある。

本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることが適当である。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き下げる必要がある。

2 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記（人事院の報告及び勧告）

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05 月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約 12,000 民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率 80.3%）
なお、月例給に関する調査は 9 月 30 日まで実施

＜ボーナス＞ 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46 月（公務の支給月数 4.50 月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50 月分→4.45 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6 月期	12 月期
令和 2 年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.30 月）
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
3 年度以降	期末手当	1.275 月	1.275 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の 4 月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳〔対前年 △2,255 円、△0.2 歳〕

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

ア 特定管理職員以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

ア 特定管理職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

2 任期付研究員条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

5 その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

参 考 資 料

目

次

民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	(1)
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	(3)
第2表 民間における冬季賞与の配分状況	(3)

民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ (1)③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

3 調査機関

本人事委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

4 調 査 の 範 囲 等

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の福岡県内の民間事業所 1,995 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 標本事業所の抽出

母集団事業所を産業、規模等によって 40 層に層化し、これから 516 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第 1 表のとおりである。

(3) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業 企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	429	81	66	53	163	66
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	46	7	7	12	11	9
製造業	121	23	19	9	49	21
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	99	15	15	10	43	16
卸売業、小売業	53	5	14	10	18	6
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	24	9	5	2	8	0
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	86	22	6	10	34	14

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が11事業所、調査不能の事業所が76事業所あった。

第2表 民間における冬季賞与の配分状況

項目 企業規模	係員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 54.7	% 45.3	% 51.0	% 49.0	% 50.2	% 49.8
500人以上	49.9	50.1	44.3	55.7	43.5	56.5
100人以上500人未満	55.4	44.6	52.8	47.2	52.8	47.2
50人以上100人未満	66.4	33.6	65.3	34.7	62.8	37.2